

発行者・ユニオンネット・埼玉 : 組合事務所・〒346-0005 久喜市本町6-12-25

発行責任者・渋谷晃次 : 電話・090-5504-5801・FAX・0480-22-0019・Eメール [kozi-2002@nifty.com](mailto:kozi-2002@nifty.com)



ユニオンネット埼玉

## 労災認定の闘い厳しい証拠の壁！

### —— 本人の納得いくまでの追求が力 ——

#### K組合員の職場復帰後の闘い！

2011年12月11日(日)さいたまコープは過去の団体交渉による確認により、K組合員の正式な職場復帰を認めました。復帰4条件(職場配置転換・職種転換・生協組合員の獲得ノルマ・残業)を認めることが大前提とKさんが通院している三郷協立病院の担当医の診断内容を取り下げることが条件とされましたが、今後の勤務状況の中で、団交で確認された歯止め内容を実施させながら、職場復帰を決断いたしました。現在、北川辺地域の配達業務と、拡大ノルマもこなしながら、勤務を継続して行っています。問題は、上司のパワーハラスメントによる精神疾患による精神的、肉体的にも、また、賃金などの条件が、2万円超の減額が行われ、同じ勤務をこなしても、元の条件に戻されずに、勤務状況を査定されながら働かされ続けています。精神疾患の原因は企業側の職場環境や暗黙のパワハラによる職員に対する営業成績向上を求めようとする各営業所の競争などによって、職員が上司からパワハラを受けたことは想像することが出来ます。この状況を労働基準監督署に、証明することは、個人の力で証明することはなかなか難しい状況で、大きな壁にぶち当たってしまいます。その経過を見てみますと、20

10年3月に、労災認定を申請してから1年半たってようやく2011年10月5日にハガキ1枚で、「却下」というだけで理由も書かれていませんでした。60日以内に不服のある場合は再審請求が出来ますということでしたので、11月21日に、春日部労働基準監督署に再審請求書を提出しました。約1ヵ月後に、保険審査官から原処分庁意見書が送付されてきました。内容は、今度は、「棄却」という理由が7ページを使って書かれていましたが、あくまで、春日部労基署長の却下の理由が書かれており、本人の訴えなど聞き入れない内容でした。Kさんは、文中で、「上司とのトラブルがあった」の平均的強度は「 」であるが、強度は「 」に修正すべきであると判断した。とある箇所については、本人も納得できないということで、再度、再審請求を新都心にある労働局に提出することになりました。しかも文章と面談を通して主張できるほうで申請いたしました。2012年2月10日に、委員長・副委員長・本人の三人で行きましたが、本人だけの面談ということで、二人は帰ってきましたが、4ヶ月19日たってから、決定書謄本が送られてきました。

本文35ページからなる決定書です。決定したのが埼玉県労働者災害補償保険審査官です。本文には、本件審査請求を棄却する。以下理由が続くこの決定に不服がある場合には、決定書が送付された日の翌日から起算して60日以内に「審査会」に再審請求できるとしています。

しかし、今度は審査会で裁決した後、国を相手取り、6ヶ月以内に提起できることになっているが、問題なのは、前と同じ理由で再審請求してもすぐに棄却されてしまうのが落ちであり、銀座通り法律事務所の早田弁護士に相談したところ、まず、最初にかかった医師に、その時の状況を書いていただく。(実は最初に診断してくれた先生が転勤のため、どこかの病院に行ってしまう行方がわからなかった。) その当時の友人から当時の健康状態を一筆書いてもらう、両親から、健康状態、



2ヶ月に1回の久喜駅西口駅前宣伝行動